

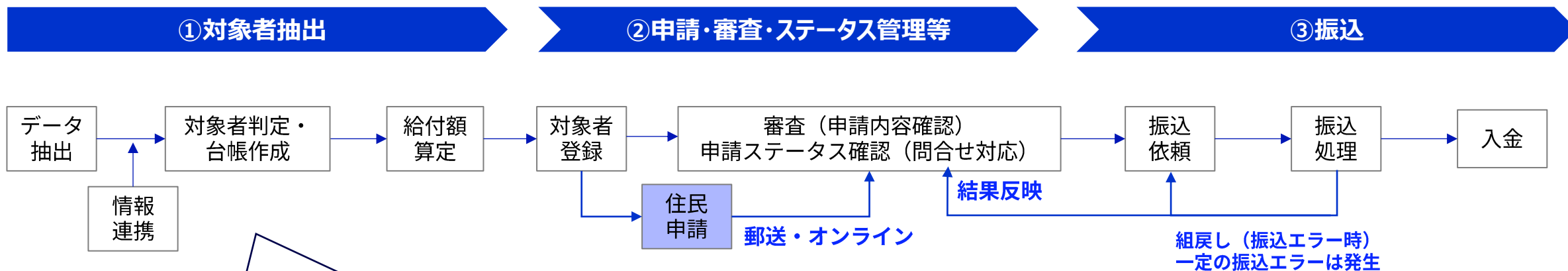
給付事務の円滑化・迅速化のためのデジタルツールについて

2026年4月21日

デジタル庁

一般的な給付事務の流れ

- 新型コロナウイルス感染症への対応において、国民への給付金支給に多くの時間を要するなど、デジタル化における様々な課題が明らかに（『デジタル敗戦』）。
- この反省を踏まえ、デジタル庁は緊急時を含め行政サービスのデジタル化や、各種給付の円滑化・迅速化のための制度整備・ツール提供等に取り組んできた。
- 給付事務は一般的に、①対象者抽出 ～ ②申請・審査・ステータス管理等 ～ ③振込の一連の流れで実施。



国保有データ

確定申告情報
(所得)

公金受取口座

※国は悉皆的な所得情報は保有せず

自治体保有データ

住基台帳
(住民・世帯)

地方税
(所得)

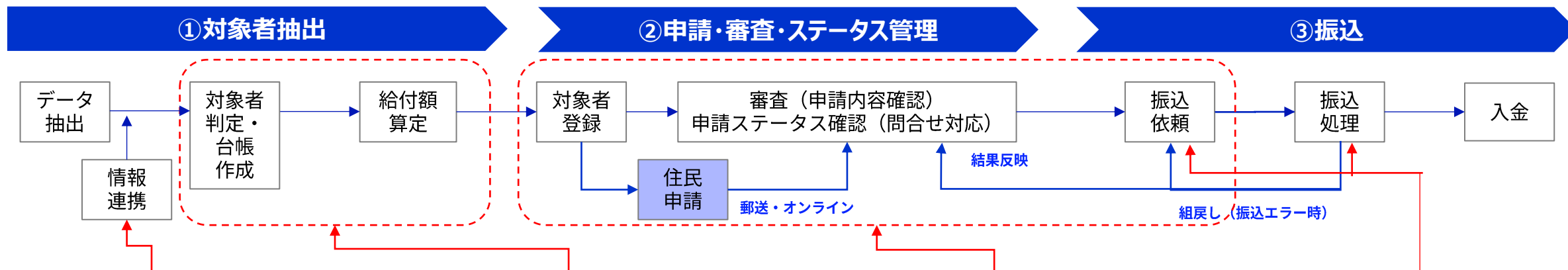
※他自治体情報 (従前の住所地での地方税課税情報等) は要連携

行政機関非保有データ

金融所得・資産情報等

給付事務の円滑化・迅速化のためにデジタル庁が提供するツール

- デジタル庁では、**給付事務の各工程を円滑化・迅速化するためのデジタルツールを開発し、各府省庁や自治体等に提供。**
- これまではコロナ禍の給付において判明した課題を踏まえ、自治体による給付の円滑化・迅速化に向けた支援が中心だったが、**近年の臨時的な給付による事務負荷の増加に対する自治体からの懸念等を踏まえ、国が給付を行う場合のツールの活用方策も追求。**



情報提供ネットワークシステム（NWS）

- マイナンバーを用いた行政機関間での情報連携のための基盤。個人単位で、マイナンバーに紐付けられている所得や社会保障給付等の情報を照会可能。
- 情報照会の照会件数の制約あり（300万件/日）。**照会件数を拡張する場合はシステム改修・予算措置が必要。**
- **新たな行政機関の接続や新規の項目追加にはシステム改修・予算措置が必要**（通常2年程度）。
- NWSを介した照会対象ではない情報も存在（DV支援措置等）。

算定ツール

- 算定用ファイル（csvファイル）をアップロードして給付額を計算。結果はcsvでダウンロード可能。
- 調整給付（令和6年）で、1,580の自治体で使用実績あり。
- 給付付き税額控除での利用にあたっては、**システム改修・予算措置が必要**。開発に要する時間は一般的に給付要件が確定してから数か月程。実証も含め、半年から1年程度を見込む。

給付支援サービス

- 給付対象者への確認書類の作成、申請情報との自動マッチング・審査、ステータス管理、サービス内振込（サービス外振込に必要な全銀フォーマットの出力）等の機能を提供。
- 給付対象者も、マイナポータルを通じたオンライン申請や申請状況の確認も可能。
- 現在は約100の自治体で使用実績あり。**国で利用可能とすることも検討。**
- **大量のデータを処理可能とするためには、システム改修・予算措置が必要。**

公金受取口座

- 受給口座をマイナンバーと共に国に事前登録、口座確認作業等を効率化。
- 振込エラーの発生を極力低減すべく、**口座実在確認の充実のため、システム改修・予算措置が必要。**
- 提供できる口座情報の数に限界があるため（50万件/日）、この提供能力の拡充には、**システム改修・予算措置が必要。**
- 登録者数は人口の約半分に留まっており、未登録者への給付は別途の対応が必要。

国が給付を行うためにシステム・運用上解決すべき事項

- 給付付き税額控除制度の段階的な実施に当たっては、**給付主体を定め、制度・システムの整備及びオペレーション上の課題**を解決する必要。
- **簡素な要件**※1で**限定された対象者への給付**であれば、**台帳作成及び支給方法などのシステム上の課題**※2は、**2-3年後には解決可能か**。
※1 国・自治体保有のデータの突合で判断できるもの（前年の給与所得等を勘案した勤労者個人への給付など） ※2 組織・体制整備については別途の検討が必要。
- 一方、**世帯単位での収入要件などより精緻な仕組み**とする場合は、その解決に**中長期**を要する見込み。

2～3年後の実現に向けて解決すべき事項(※総理所信)

○ 台帳作成のためのシステム整備

- 給付主体による対象者抽出(住基ネットから全住民情報・マイナンバーを取得、NWS連携により地方税の所得情報を付加等)、給付額算定、審査、振込等のシステム導入（2年程度必要か）。

○ 1日あたりの振込件数制約への対応

- 国、日銀、金融機関における一日あたりの振込件数には制約が存在するため、振込時期の分散等の工夫が必要。
- 現金による振込件数制約への対応として、ポイントによる給付を希望する国民が、マイナンバーカードで本人確認の上、選択できる機能を追加的に実装し、早期の給付を実現することも考えられる（実現には、システム改修等や各種事務が追加的に発生する）。

□ オペレーション上の課題

- 改姓等による振込エラーや問い合わせ対応、過誤申請・不正への対応、（オンライン申請でも残存する）紙申請への対応など。

○ 国からアプローチすることが困難な対象者への対応

- DV支援措置対象者など国から直接にアプローチ困難な方への対応など自治体の協力が不可欠（国のみでは完結が困難）。

より理想的な制度の実現に向け解決すべき事項（4年以上～）

（左記への追加事項）

□ 国・自治体非保有データ等を利用可能とするためのシステム整備

- 国・自治体非保有の金融所得・資産情報を利用してより精緻に給付対象者を決定する制度設計の場合、さらなるマイナンバー制度整備と、大規模なシステム改修が必要（通常3～5年程度か）。

○ 国非保有データ等を利用可能とするためのシステム整備

- 世帯所得※1、夫婦関係※2など国・自治体間で直接連携することを想定していないデータを利用してより精緻に給付対象者を決定する制度設計の場合、さらなる関連制度の整備と、大規模なシステム改修が必要（通常3～5年程度か）。

※1 世帯概念については、把握方法や把握可能な情報の範囲に課題。

※2 DV支援措置、配偶者・扶養関係など個人間の関係に係る情報は機関間の直接連携が想定されていない。

□ 金融所得や資産の把握方法等

- 上記の前提として、金融所得データの把握方法、給付主体との連携。資産等を考慮する場合、預貯金口座等へのマイナンバー付番の在り方も課題。

○ 給付対象が大規模となる場合には、給付方法や送金ルートが多様化・拡充が必要か。



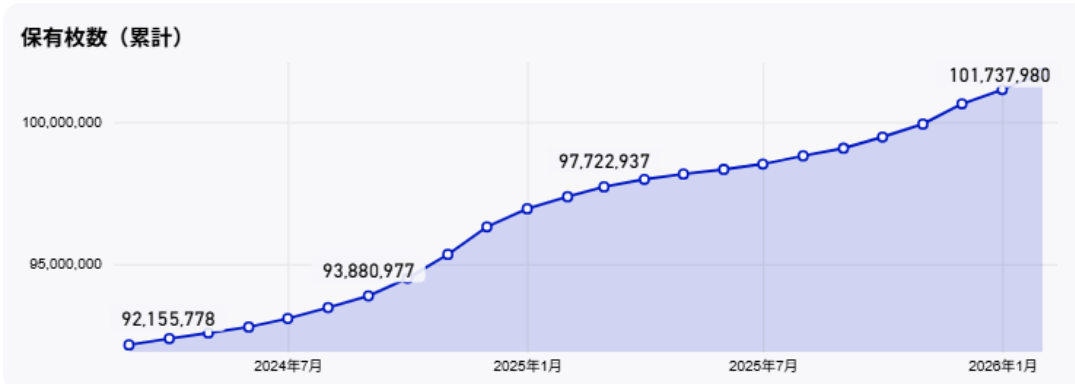
□は国・自治体共通の課題となるもの。

※これらとは別途、いわゆるプッシュ型支援（行政側からプッシュ型で対象者にアプローチ）のフィージビリティも検討。

※自治体が給付を行う場合には、上記の国と自治体で共通の課題のほか、自治体システム標準化への対応と並行した自治体・ベンダのリソース確保が可能か、といった課題も存在。

Appendix

(参考) マイナンバーとマイナンバーカードの違い

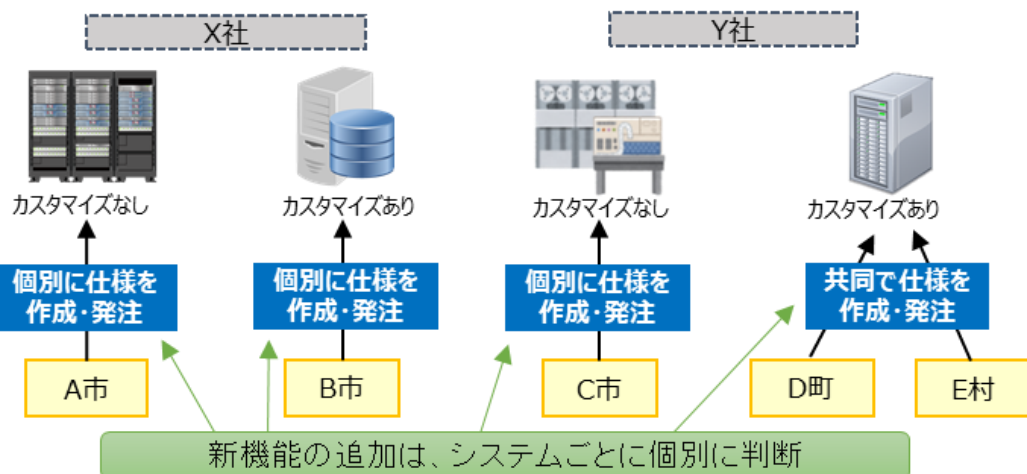
<h3>マイナンバー</h3>  <p>マイナンバーの通知カード</p>	<h3>マイナンバーカード</h3>  <p>マイナンバー ICチップ</p>																																														
<ul style="list-style-type: none"> ● 全住民 1 人につき、本人の意思にかかわらず、強制的に付番・利用される。引越・転職・結婚でも不変の番号で、個人を特定する機能が極めて強い。 → 住基ネット違憲訴訟最高裁判決を踏まえ、以下の措置を講じて制度化 ● 利用主体や利用範囲を法律で限定（税・社会保障・災害対策・その他の行政分野で個別に規定）。 ● 情報を一元管理する仕組みとしない。 漏洩防止、法定されていない収集・名寄せの禁止など、厳格に管理 ● なりすまし防止のため、本人確認（「番号確認」「身元確認」）を義務付け。 	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバー使用時の本人確認（「番号確認」と「身元確認」）を 1 枚で行えるようにした、顔写真付きのカード。 → 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行ったうえで交付 ● 官民・分野を問わず、また、マイナンバーの利用事務であるか否かを問わず、対面でもオンラインでも本人確認手段として幅広く利用可能。 ● ICチップ内に搭載された電子証明書により、マイナンバーを使わずに、オンラインで本人確認が可能。 ● 電子証明書や ICチップの空き領域は民間活用も可能。 																																														
<p>【マイナンバーを用いて照会・提供されている主な事務・特定個人情報（2024年度）】</p> <table border="1" data-bbox="89 896 1245 1272"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務名</th> <th>件数</th> <th colspan="2">特定個人情報名</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>年金給付関係事務（国民年金法）</td> <td>8,352</td> <td>1</td> <td>住民基本台帳関係情報</td> <td>10,452</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>健康保険関連事務（健康保険法）</td> <td>3,680</td> <td>2</td> <td>地方税の課税情報</td> <td>7,516</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>公的給付支給関連事務</td> <td>3,300</td> <td>3</td> <td>預貯金口座登録関係情報</td> <td>1,727</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>年金給付関係事務（厚生年金法）</td> <td>3,238</td> <td>4</td> <td>年金給付支給・徴収関係情報</td> <td>499</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>健康保険関係事務（健康保険法）</td> <td>1,940</td> <td>5</td> <td>雇用保険給付支給関係情報</td> <td>175</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単位：万件</p>	事務名		件数	特定個人情報名		件数	1	年金給付関係事務（国民年金法）	8,352	1	住民基本台帳関係情報	10,452	2	健康保険関連事務（健康保険法）	3,680	2	地方税の課税情報	7,516	3	公的給付支給関連事務	3,300	3	預貯金口座登録関係情報	1,727	4	年金給付関係事務（厚生年金法）	3,238	4	年金給付支給・徴収関係情報	499	5	健康保険関係事務（健康保険法）	1,940	5	雇用保険給付支給関係情報	175	<p>【マイナンバーカードの保有枚数（累計）：1億174万枚（2026年2月1日時点）】</p>  <p>保有枚数（累計）</p> <table border="1" data-bbox="1332 896 2402 1276"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>保有枚数（累計）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024年7月</td> <td>92,155,778</td> </tr> <tr> <td>2025年1月</td> <td>93,880,977</td> </tr> <tr> <td>2025年7月</td> <td>97,722,937</td> </tr> <tr> <td>2026年1月</td> <td>101,737,980</td> </tr> </tbody> </table>	時期	保有枚数（累計）	2024年7月	92,155,778	2025年1月	93,880,977	2025年7月	97,722,937	2026年1月	101,737,980
事務名		件数	特定個人情報名		件数																																										
1	年金給付関係事務（国民年金法）	8,352	1	住民基本台帳関係情報	10,452																																										
2	健康保険関連事務（健康保険法）	3,680	2	地方税の課税情報	7,516																																										
3	公的給付支給関連事務	3,300	3	預貯金口座登録関係情報	1,727																																										
4	年金給付関係事務（厚生年金法）	3,238	4	年金給付支給・徴収関係情報	499																																										
5	健康保険関係事務（健康保険法）	1,940	5	雇用保険給付支給関係情報	175																																										
時期	保有枚数（累計）																																														
2024年7月	92,155,778																																														
2025年1月	93,880,977																																														
2025年7月	97,722,937																																														
2026年1月	101,737,980																																														

(参考) 自治体システム標準化について

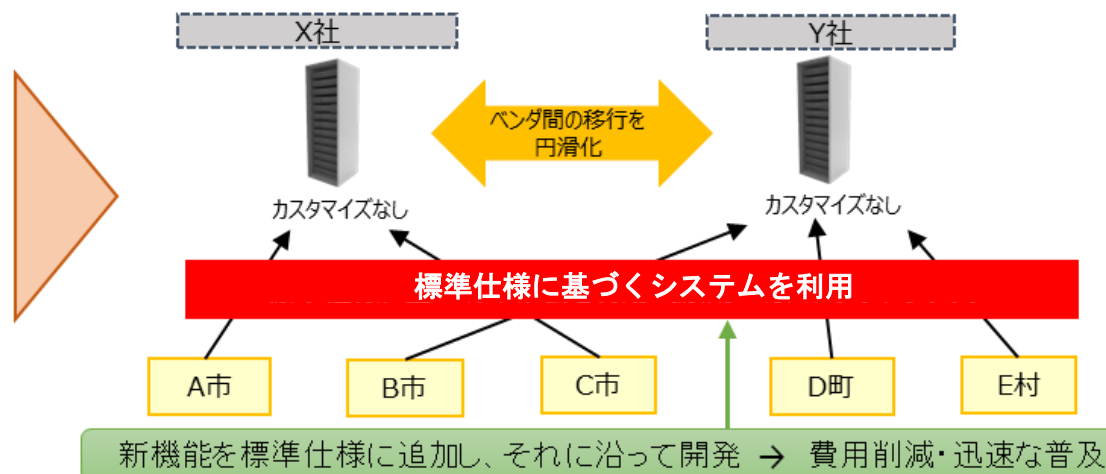
- 地方公共団体ごとの情報システムのカスタマイズにより、①維持管理や制度改正時の改修等において、地方公共団体が個別対応する必要、②情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない、等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、「**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律**」(令和3年法律第40号)に基づき、**標準化対象事務について、原則、令和7年度(2025年度)までの標準準拠システム(標準化基準に適合した情報システム)への円滑かつ安全な移行**を目標に、取組を推進。多くのシステムの移行が完了したが、移行期限に間に合わないシステムは、2030年度までに移行できるよう積極的に支援。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



標準化対象事務・標準化の進捗状況

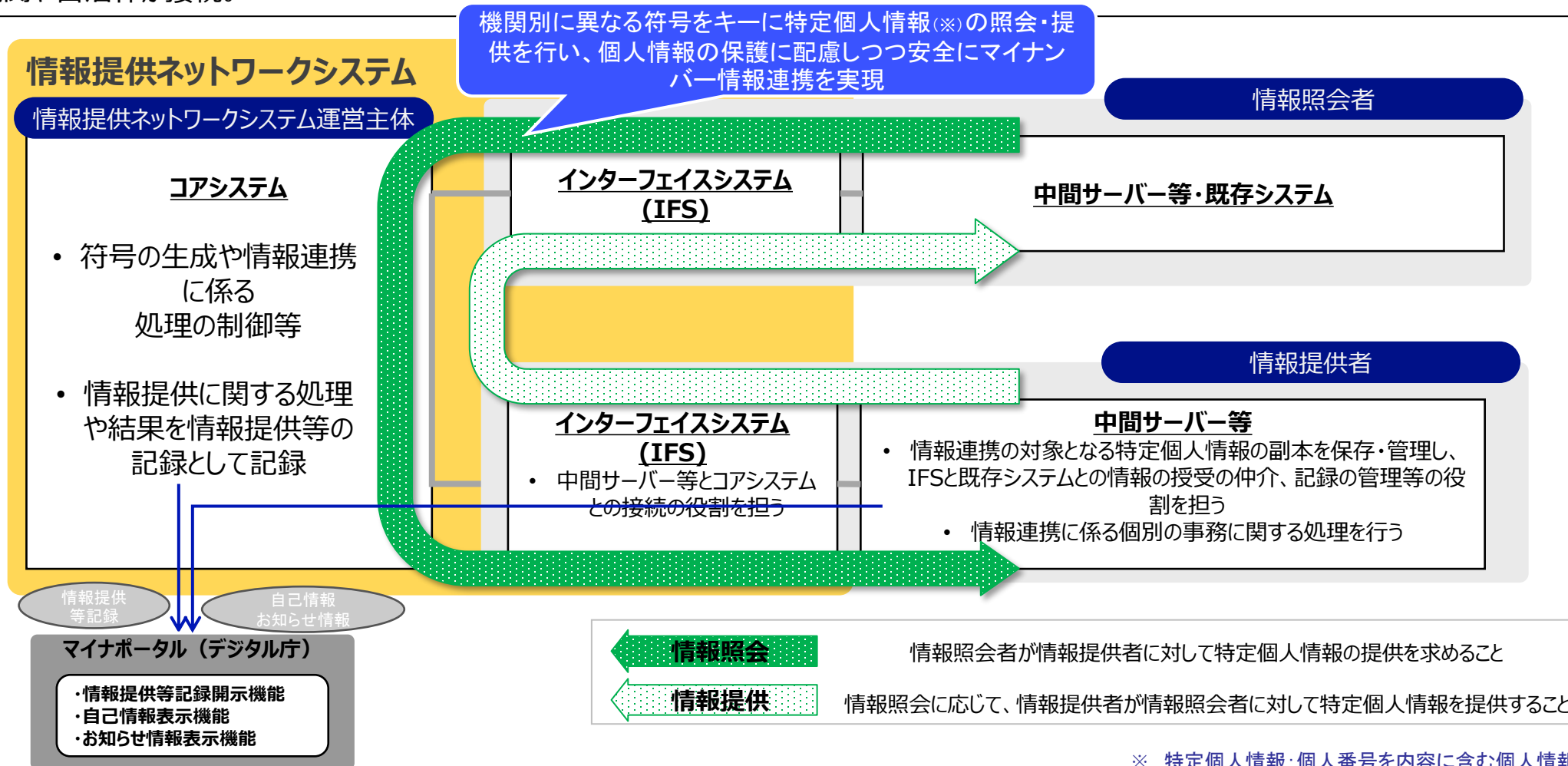
※令和7年12月末時点における特定以降支援システム数(標準化対応が未了のシステム数)

01.住民基本台帳	02.印鑑登録	03.戸籍	04.戸籍の附票	05.選挙人名簿管理	06.個人住民税	07.法人住民税	08.固定資産税	09.軽自動車税	10.就学
437	437	132	133	429	482	475	475	483	427

11.国民年金	12.国民健康保険	13.後期高齢者医療	14.介護保険	15.障害者福祉	16.生活保護	17.健康管理	18.児童手当	19.児童扶養手当	20.子ども・子育て支援	21.共通機能
453	401	486	534	492	237	366	576	431	572	498

(参考) 情報提供ネットワークシステム (NWS)

- 番号利用法第21条第1項に基づき設置・管理する情報連携のための基盤（2017年7月から運用）。
- 個人番号を用いず、暗号化された機関ごとの符号（機関別符号）を用いて情報連携を行うことにより、マイナンバー情報連携の安全性を確保。マイナポータルを通じた行政機関等のサービスにも活用。
- マイナンバーに紐づく個人の情報を照会する仕組みであり、世帯構成員や被扶養者に関する情報を直接は照会できない。マイナンバーに紐づけられていない情報は照会できない（DV支援措置等）。
- マイナンバー情報連携を行う場合は当該システムへの接続が必要。新しい機関の接続や情報連携項目の追加の際に、システム改修が必要（現行では2年程度）。
- 現在、国の機関や自治体が接続。

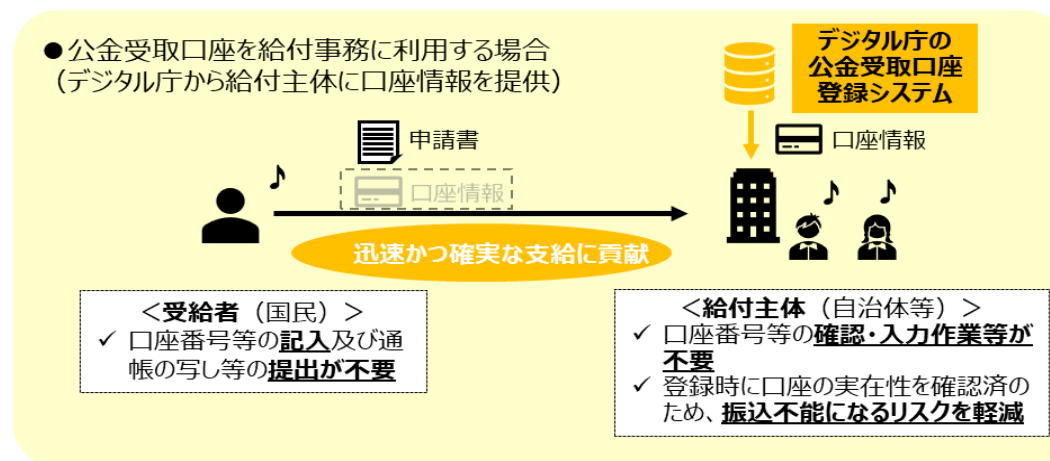
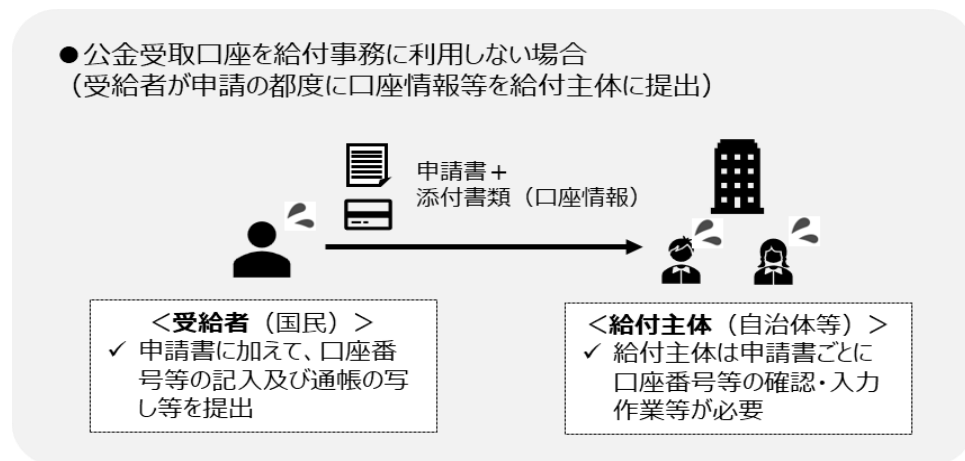


(参考) 個人住民税データ標準レイアウト (連携項目一覧)

カテゴリ	情報			
課税年度	課税年度			
所得に関する情報	総所得金額等			
	総所得金額	給与所得額	給与収入額、給与専従者収入額、特定支出の額、所得金額調整控除額	
		雑所得額 (総合)	公的年金等所得額、公的年金等収入額、公的年金等以外雑所得額 (総合課税)	
		事業所得額	営業等所得額、農業所得額、特例肉用牛所得額	
		不動産所得額		
		利子所得額 (総合)		
		配当所得額 (総合)		
		譲渡所得額 (総合)	長期譲渡所得額 (特別控除前)、特別控除額 (長期譲渡所得)、短期譲渡所得額 (特別控除前)、特別控除額 (短期譲渡所得)	
	一時所得額 (総合)			
	合計所得金額	山林所得額		
		退職所得額 (総合)		
		譲渡所得額 (申告分離)	長期譲渡所得額 (特別控除前)、特別控除額 (長期譲渡所得)、長期一般所得額 (特別控除前)、特別控除額 (長期一般所得)、長期特定所得額、長期軽減所得額 (特別控除前)、特別控除額 (長期軽減所得)、短期譲渡所得額 (特別控除前)、特別控除額 (短期譲渡所得)、短期一般所得額 (特別控除前)、特別控除額 (短期一般所得)、短期軽減所得額 (特別控除前)、特別控除額 (短期軽減所得)	
		株式等譲渡所得額 (申告分離)	一般株式等譲渡所得額、上場株式等譲渡所得額	
上場株式等配当等所得額 (申告分離)				
先物取引雑所得額 (申告分離)				
条約適用利子等の額、条約適用配当等の額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額				
控除額に関する情報	繰越控除額 [純損失繰越控除額、居住用財産譲渡損失繰越控除額、特定居住用財産譲渡損失繰越控除額、上場株式等譲渡損失繰越控除額、特定株式等譲渡損失繰越控除額、先物取引差金等決済損失繰越控除額、雑損失繰越控除額] 雑損控除額、医療費控除額、小規模共済等掛金控除額、社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、配偶者特別控除額、配偶者控除等、特定親族特別控除額、扶養控除、扶養控除情報 (一般、特定、老人、同老)、16歳未満扶養者数、障害者控除、障害者控除情報 (普障、特障、同特)、専従者控除額、所得控除合計額			
本人該当区分	本人該当区分 [同一生計配偶者、控除対象配偶者、控除対象寡婦・ひとり親、控除対象勤労学生、扶養控除対象、16歳未満扶養親族、課税者の被扶養者、特定親族特別控除対象]			
課税に関する情報	課税所得額 (課税標準額)、市町村民税__税額控除前所得割額、市町村民税__調整控除額、市町村民税__調整額、市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額、市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】、市町村民税__寄附金税額控除額、市町村民税__寄附金税額控除額【税源移譲前】、市町村民税__外国税控除額、市町村民税__配当控除額、市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額、市町村民税所得割額、市町村民税所得割額【税源移譲前】、市町村民税均等割額、都道府県民税所得割額、都道府県民税均等割額、居住用損失額、市町村民税所得割額 (減免前)、市町村民税均等割額 (減免前)、減免税額、所得税確定申告書の提出の有無、住民税申告書の提出の有無、住民登録外課税の有無、住民登録外課税者の課税地市区町村コード、市町村民税__定額減税額、市町村民税所得割額 (定額減税前)、市町村民税所得割額【税源移譲前】 (定額減税前)、都道府県民税__定額減税額、都道府県民税所得割額 (定額減税前)			

(参考) 公金受取口座

- 「公金受取口座」は、口座登録法に基づき、公的給付の迅速かつ確実な支給のため、国民1人につき1口座の預金口座情報等をマイナンバーとともにデジタル庁に任意登録し、給付主体による給付事務の実施に当たり、デジタル庁から当該口座情報を提供する仕組み。
- 給付対象者においては申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付が、行政機関においては口座情報の確認作業等が不要となる。
- 登録した口座の名義変更等を行った際には、本人がマイナポータル等を通して公金受取口座登録情報の変更手続きを行う必要がある。
- 現在の公金受取口座の登録数は約6,400万件（3月末時点）であり、自治体における児童手当等の給付、国税の還付等様々な事務で使用されている。2022年の運用開始以降、約4,300万件（3月末時点）の口座情報を提供している。
- なお、「預貯金口座付番制度」は、預貯金者がその意思に基づき金融機関へマイナンバーを届け出て、預貯金口座に付番することにより、預貯金者が相続時等に口座の所在を確認しやすくなる仕組みであり、「公金受取口座登録制度」とは異なる制度である。

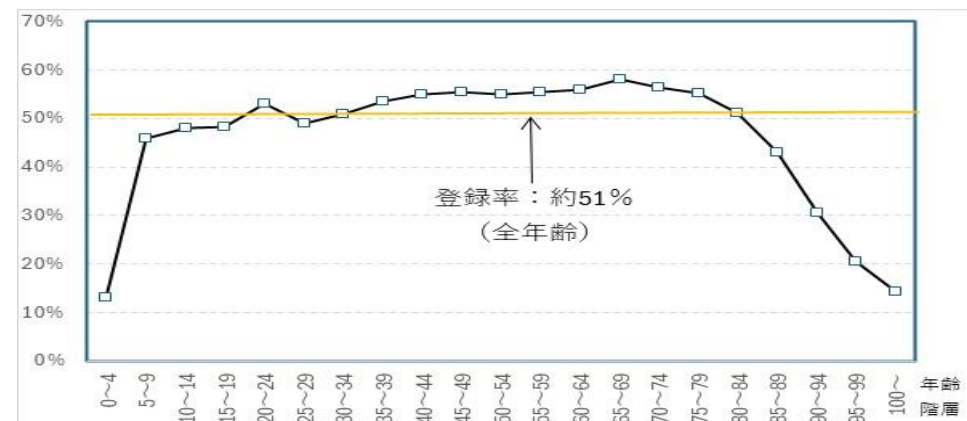


◆ 公金受取口座の活用の有無による給付事務への影響

	紙申請の口座	公金受取口座
受給者による申請手続	口座情報の記入・提出が必要	左記が不要
行政側の事務コスト	口座情報の提出を求める封筒の郵送、口座情報の確認・入力作業、振込エラーへの対応等が必要	左記事務に係るコストを軽減
給付に要する期間	相対的に長期化	給付までの期間を短縮
口座実在性確認	通常は未実施	登録時等に実施済
誤給付等のリスク	一定のリスクあり	リスクを軽減

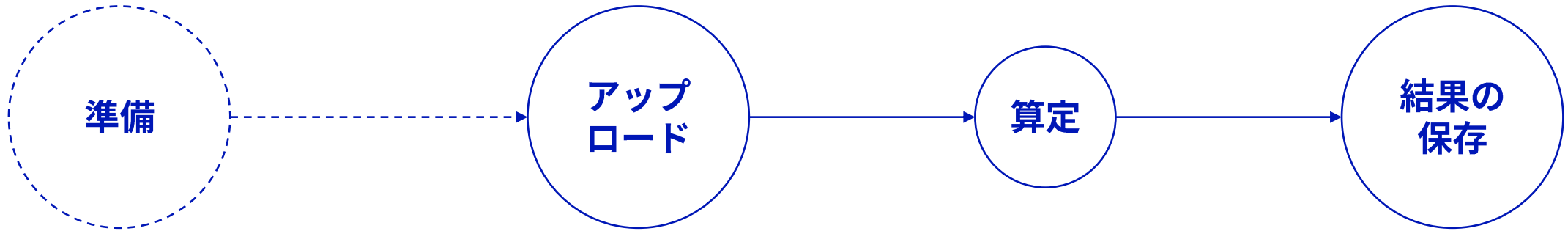
(注) 目安であり、実際の給付事務の性質等によって影響は異なり得る。

◆ 年齢階層別の公金受取口座の登録率

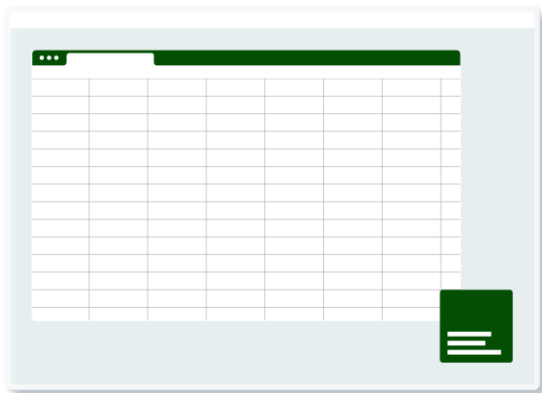


(参考) 算定ツール

- R6以降の定額減税・給付一体措置において、自治体の給付に際しての給付額算定を円滑化するために、提供したものを。
- 予め指定されたフォーマットで作成した算定用入力ファイル（csv）を、算定ツール画面にアップロードすると、システムで処理した給付対象者ごとの給付額等算定結果がダウンロード（csv）可能。各自治体がシステム構築を行う、もしくはそれらの業務を委託事業者に委託するための手間や費用の負担軽減が可能。
- 各給付の制度設計に合わせて開発が必要。また、必要な情報を抽出し、算定用入力ファイルを作成できることが使用の前提となる。（入力ファイルの作成を支援するツールは提供可能）
- 調整給付等で1580の自治体において利用実績あり。



算定に必要なデータ
ファイルをCSV形式で作成します



算定に必要なファイルを
「算定ツール」にアップロードします



ツール内で
自動的に算定されます



(参考) 給付支援サービス

- ▶ 給付対象者・給付額決定後の給付事務を支援するサービス。審査事務・振込事務のデジタル化により給付事務実施者の負担を軽減。
- ▶ 給付対象者への確認書類の作成、申請情報との自動マッチング・審査、ステータス管理、サービス内振込（サービス外振込に必要な全銀フォーマットの出力）等の機能を提供。給付対象者も、マイナポータルを通じオンライン申請が可能のため記入は最小限、添付書類は省略が可能で、申請状況の確認も可能であるため、給付事務実施者へのお問合せの軽減も可能。また、給付対象者から紙で行われた申請についても取り扱い可能。
- ▶ 利用は有料（給付対象者数等によって異なり、半年程度の利用で、小規模給付であれば数十万～全住民向け等大規模給付であれば数百万程度）。
- ▶ 現在、約100の団体において使用実績あり。

給付対象者

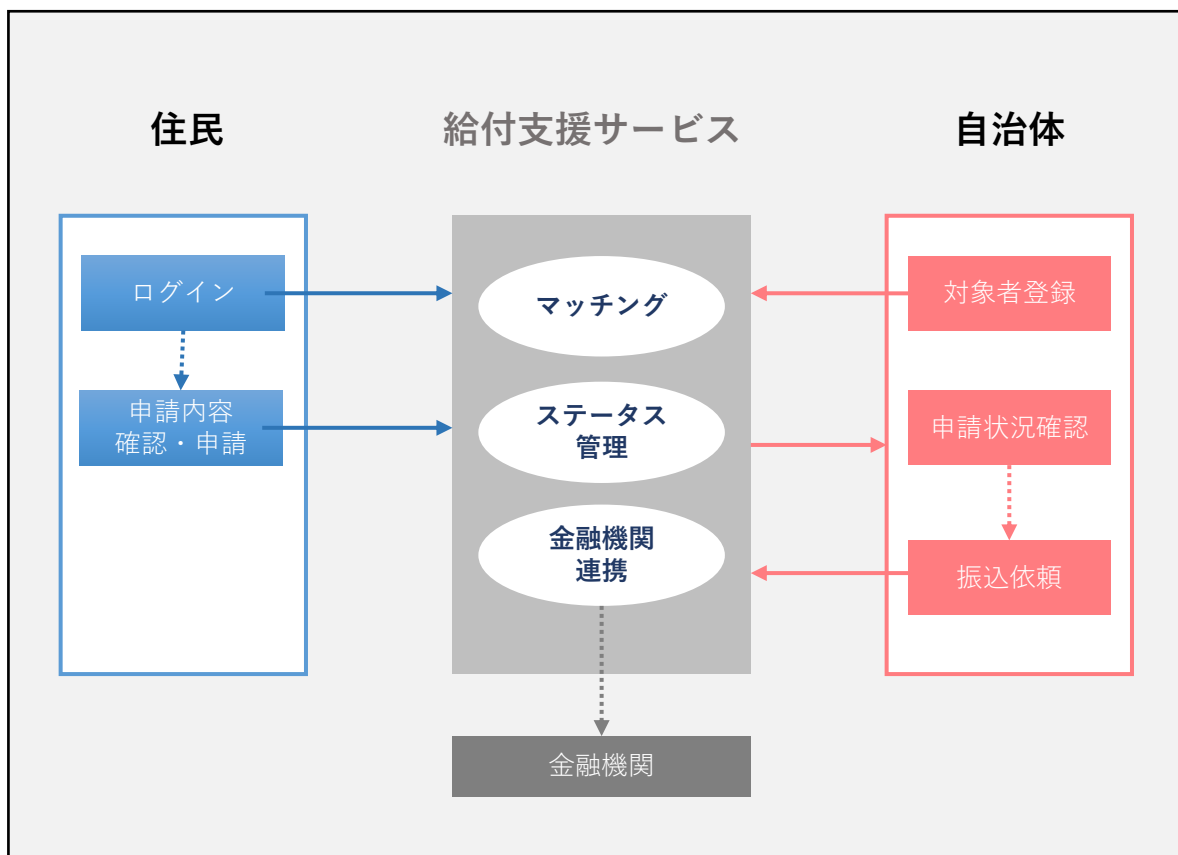
利用方法

- 自治体の案内（二次元コード等を記載）からマイナポータルへアクセス
- マイナンバーカードで本人確認
- 公金受取口座を利用（自治体独自で保有する口座情報は指定不可）

給付対象者メリット

- 面倒な申請書記入が最小限にできる
- 添付書類を省略することもできる
- マイナポータル上で申請のステータスを確認できる（未申請、審査中、振込準備中、完了）

給付支援サービス



地方自治体

利用方法

- 対象者情報の抽出・登録
- 審査
- 振込依頼
- マイナポータルを介した国民への通知（却下、振込予定）

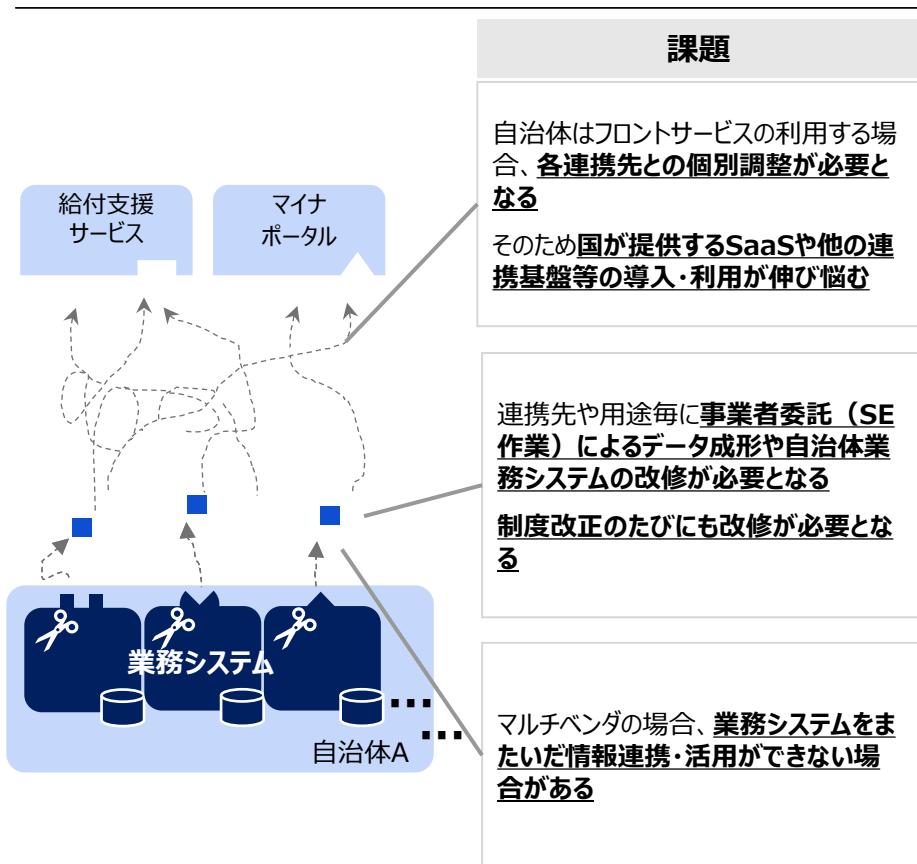
自治体メリット

- 本人申請内容をデータで提供することで、システムを用いて審査業務を効率化できる
- また、紙で受け取ったものの転記・再確認等もないため事務処理負担を大幅に削減することができる

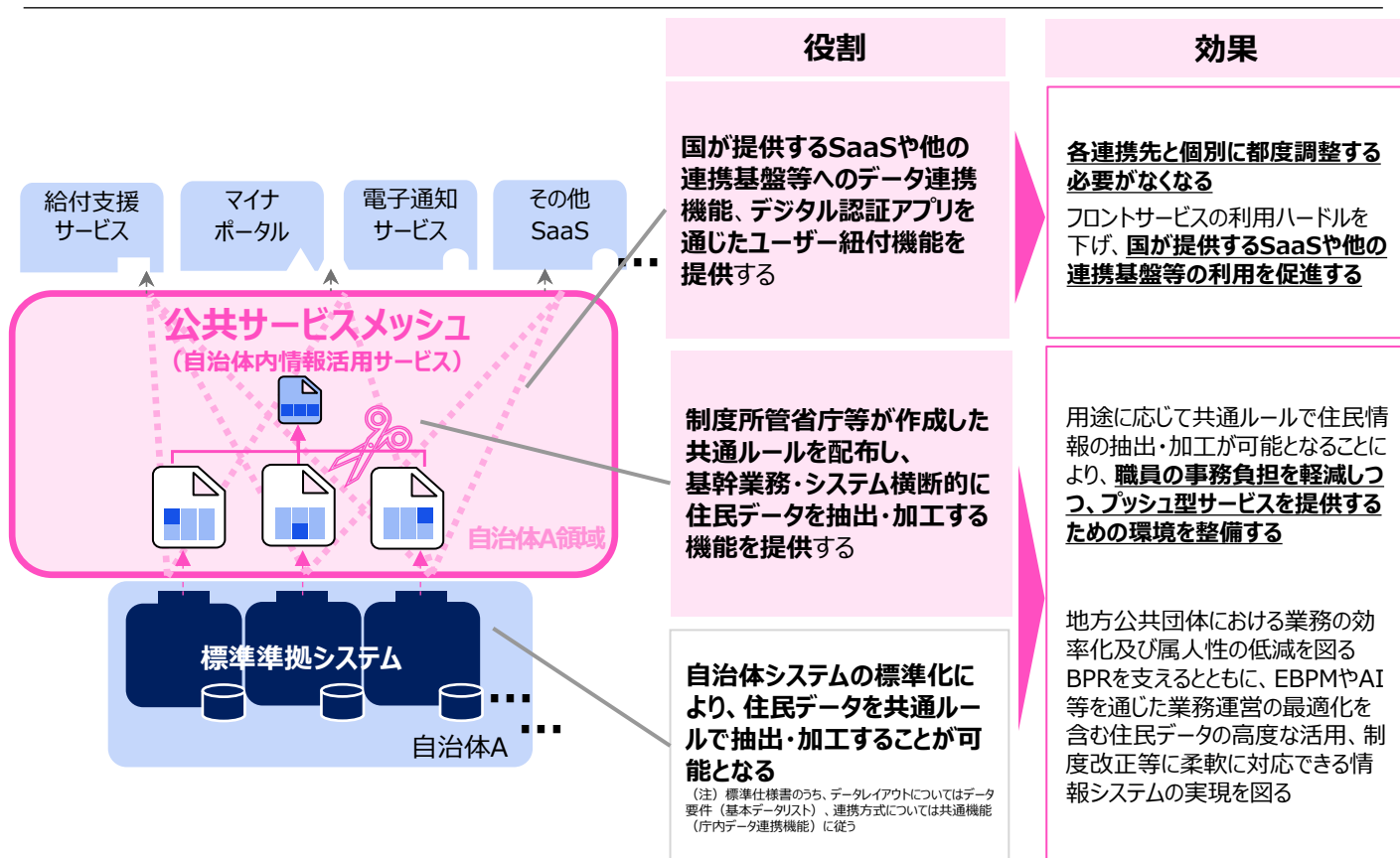
(参考) 公共サービスメッシュ

- ▶ 行政機関が持つデータの活用・連携を迅速にするための情報連携基盤。「自治体内の情報活用」、「行政機関間の情報連携」の2つの枠組みで構成。
- ▶ 「自治体内の情報活用」については、当該行政機関が保有するデータについて、業務横断的なデータ抽出・加工やデータの連携を円滑に実現するための機能等を提供。「行政機関間の情報連携」については、マイナンバー制度に基づき、現行の中間サーバ等に相当する共通機能の提供等を通じ、現行インフラの刷新を行う。
- ▶ 利用にあたっては、標準化の完了が前提となるほか、専用のネットワークへの接続等の初期費用が発生。
- ▶ 令和7年度より実証を開始しており、これまで数自治体と共に給付対象者抽出機能・電子通知のためのユーザ紐づけ機能を実証。今後も接続先サービス拡大予定。

これまで（標準化前）



今後目指す姿



【参考】マイナポイント事業の概要

●趣旨 マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の利用拡大を図りつつ消費を喚起し、さらに健康保険証利用や公金受取口座の登録も促進することでデジタル社会の実現を図る

●事業期間 第1弾：令和2年7月～令和3年12月（令和3年4月末までのカード取得が対象）
第2弾：令和4年1月～令和5年9月（令和5年2月末までのカード取得が対象）

●ポイント付与 施策①（第1弾・第2弾とも）
マイナンバーカードを取得した方を対象に、20,000円までのキャッシュレス決済によるチャージ・購買等に対し、上限5,000ポイント付与（付与率:25%）

施策②（マイナ保険証）及び施策③（公金受取口座）（第2弾のみ）
「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」と「公金受取口座登録」に対し、それぞれ7,500ポイント付与

●実績（第1弾・第2弾合計）

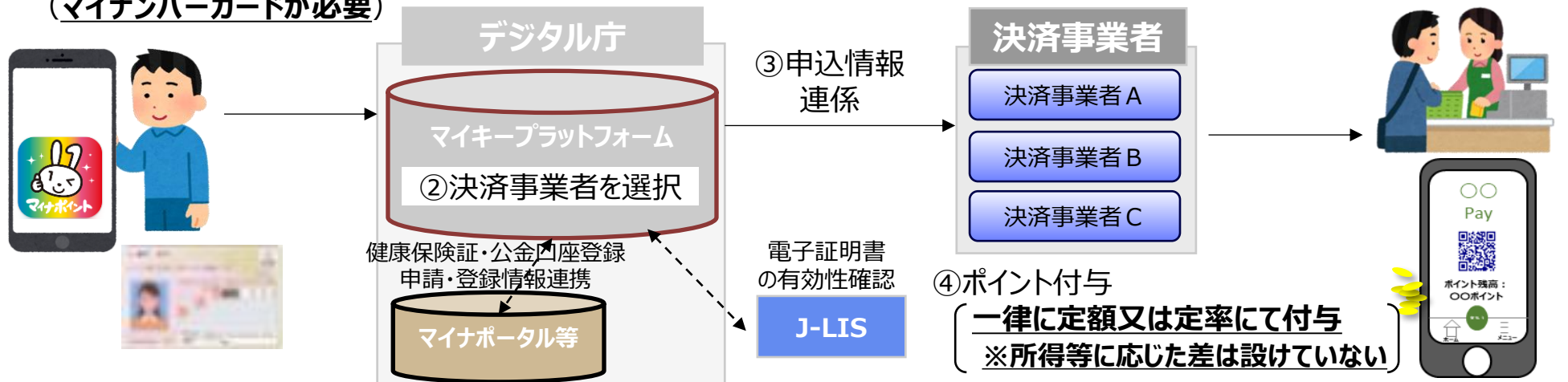
【申込者数】
約7,556万人
施策①：7,556万人
施策②：6,819万人
施策③：6,174万人

【ポイント付与額】
約1兆2,714億円
施策①：3,164億円
施策②：5,011億円
施策③：4,539億円

【事務費等】
約1,191億円

※施策①（及び総括）は総務省、施策②は厚生労働省、施策③はデジタル庁が所管

①「マイナポイントアプリ」から「マイキープラットフォーム」にログイン
(マイナンバーカードが必要)



デジタル庁
Digital Agency